

27宗収第 348号  
平成27年12月21日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様  
宗像市監査委員 小田 英俊 様

宗像市長 谷井 博美  
(経営企画部 収納課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成27年12月11日付27宗監第168号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（収納課）

定期監査実施日：平成26年12月16日

監査対象年度：平成26年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（１）延滞金等の免除について</p> <p>延滞金に関する事蹟において、延滞金・督促手数料免除決議書を経営企画部長が決裁しているが、経営企画部長に延滞金等の免除に関する決裁権限があるかが明確ではない旨を指摘したところ、経営企画部長から「宗像市事務決裁規程第5条関係別表第3、経営企画部長の専決事項に『（7）財産の差押え及び公売に関すること。』及び『（8）執行停止の決定及び中断の決定に関すること。』と明文化されており、この規定に基づき、滞納処分に関する決裁権限が経営企画部長に与えられていると判断し、延滞金等の免除に関する決裁権限も含まれると判断している。」との回答を得た。</p> <p>しかし、宗像市事務決裁規程において、延滞金の免除や使用料、手数料等の減免の決裁権限が市長以外の者に付与されていることが明記されておらず、市長以外の者に権限を付与する場合は責任の明確化と事務処理の適正化を図る必要があると考えるので、決裁権限の整理について検討されたい。</p>	<p>（１）延滞金等の免除について</p> <p>延滞金等の免除については、前回の回答のなかで、滞納処分に関する決裁権限が経営企画部長に与えられていると判断し、延滞金等の免除に関する決裁権限も含まれると判断しています。</p> <p>しかし、ご指摘のとおり、宗像市事務決裁において市長以外の者に権限を付与する場合は責任の明確化と事務処理の適正化を図る必要があると考えますので、同規程の一部改正を行い、延滞金の免除や使用料、手数料等の減免の決裁権限を明記することを進めているところです。</p>

(2) 市税(県民税を含む)及び国民健康保険税に係る事蹟について次の点について事務処理を適正に行われたい。

ア 公示送達に関する事蹟において、添付資料にはがすことができる付箋紙を貼付し、鉛筆で処理内容を記載しているものがある。

イ 徴収及び滞納処分に関する事蹟において、差押調書の文書番号と発信日が整合していないものがある。また、決裁に使用している差押調書に市長印を押印しているものがある。

ウ 延滞金に関する事蹟において、延滞金・督促手数料免除決議書の決裁年月日を訂正しているが、訂正印の押印がないものがある。

(3) 滞納整理支援システム保守業務委託料にかかる事蹟について業者から提出された見積書の備考欄に記載された保守内容が業務の仕様書の内容と異なっているにもかかわらず、そのまま受領して契約している。また、契約書に代えて請書を徴取しているが、

(2) 市税(県民税を含む)及び国民健康保険税に係る事蹟について

ア 公示送達に関する事蹟において、処理内容を添付する場合には、滞納整理支援システムの経過詳細一覧を利用するように徹底しています。また、新たに処理内容を記載する必要があるときは、ボールペン等を使用することを徹底しています。

イ 【前段】徴収及び滞納処分に関する事蹟において、当該指摘案件については、差押調書の文書番号をエクセルシートにて管理し、発番を行ったうえで、発送しています。しかし、発番後、事務の都合上発信が遅れる場合もあることから、今後については、発番後、速やかに事務処理を行うよう徹底を図っています。

【後段】特定の係員の事務処理において生じていたことが確認されたため、当該指摘を受けた後直ちに当該係員に対し、厳重に指導を行いました。併せて、課員全員に対して、朝礼及び課内会議において、周知徹底を図り、差押調書に市長印を押印したものはありません。

ウ 当該指摘案件は、単純な事務上の誤りであることから、以後このようなことが生じないように、当該指摘を受けた後直ちに当該係員に対し、厳重に指導を行いました。併せて、課員全員に対して、朝礼及び課内会議において、周知徹底を図りました。現在、訂正印の押印がない調書はありません。

(3) 滞納整理支援システム保守業務委託料にかかる事蹟について業者から提出された見積書の備考欄に記載された保守内容が、業務の仕様書の内容と差異がないか十分確認を行うよう徹底しています。差異が生じた点につきましては、仕様書と比較したうえ

仕様書が添付されていないため、仕様書と見積内容の相違点をどのように取扱うのか確認できないので、書類受領時の確認を徹底するとともに、事務処理を適正に行われたい。

で、受託予定者と協議し契約を締結しています。また、請書に仕様書を添付することを徹底しています。